

〒100-8332

東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

2020 年 11 月 13 日

三菱重工株式会社社長 泉澤清次 様

拝啓

コロナウィルス禍の困難な状況の中、御社の経営等についてご尽力されていることと存じます。

この手紙は、御社が先の戦争中で行った重要な人権侵害について、泉澤社長に問題解決のための英断をく다して欲しいと願ひ投函しました。敗戦色の深まる 1944-1945 年、朝鮮の幼い少女 300 名近くを騙して日本に連れて行き名古屋航空機製作所道徳工場や大江工場等で働かせた、名古屋三菱重工朝鮮女子勤労挺身隊問題について、謝罪と賠償を行って欲しいということです。

2018 年 11 月 29 日、韓国大法院は御社が被害者に賠償金（慰謝料）の支払を命じた判決を下しました。その直後に日本政府は「問題は 1965 年の日韓請求権協定で解決済み」などとし、各企業に対して判決に応じないことを求めました。それ以降、徴用工をめぐる日本と韓国との関係は悪化の一途をたどりました。御社は被害者との話し合いにも応じていません。現在、原告の生存者は 3 名のみで、当時の少女は、90 歳近くのおばあさんになっておられます。入院生活や車いすで苦勞の多い生活をされています。せめて被害者が生きておられる間に、御社の誠意ある謝罪と、賠償を行ってください。

御社は私たちとの話し合いの中で、強制動員、強制労働、賃金の未払いなどの加害事実を認めています。また確定判決となった、名古屋高等裁判所の判決（2007 年）は、「日韓請求権協定のもと裁判では判決できない」と原告敗訴の判決をくだしながらも、以下のように御社の重要な人権侵害を認めています。

○ 欺罔あるいは脅迫によって挺身隊員に志願させたものと認められ、これは強制連行であったというべき

○ 日本は、ILO29 号条約を 1932 年に批准しているが、同条約では、女性でかつ 18 歳未満の児童についての強制労働が一切認められていなかった。勤労挺身隊員らに対する勧誘行為や同人らの本件工場における労働・生活は、被控訴人国による監督のもとなされた強制連行・強制労働と認められる

等々、原告側が主張した被害事実についてほぼすべて認めています。さらに「これらの行為は個人の尊厳を否定し、正義・公平に著しく反する行為と言わざるを得ないことに鑑みれば、行為当時の法令と公序のもとにおいても、許されない違法な行為であったというべきである」と、御社の行為は「許されない違法な行為」と厳しく断じています。御社の社是には「誠実を旨とし、和を重んじて公私の別を明らかにする」と書かれています。この社是に照らしても、自ら人を傷つけてしまったこと（加害の事実）に対しては、誠実にかつ公式に謝罪し、その賠償を誠心誠意行うべきなのではないでしょうか。

日本政府は、1965年の日韓請求権協定によって両国と両国民間の請求権は「完全かつ最終的に解決された」と、一步も譲歩する姿勢を見せていません。しかし、個人の請求権は国と国の取り決めで消滅させることはできません。1991年と1992年の外務省柳井条約局や2018年11月の河野太郎外務大臣（当時）の国会答弁は個人の請求権は消滅していないことを明らかにしています。したがって、御社が「許されない違法な行為」（名古屋高裁）であった加害責任を認め、被害者に賠償することは何ら違法行為ではなく、むしろ裁判所の勸めるところです。さらに韓国大法院の判決は、民事裁判であり、日本政府が関与できるものではありません。御社は政府に付度することなく、独自の判断で自ら進んで被害者との話し合い、謝罪、賠償を行って欲しいと願っています。

新聞によりますと、岸防衛相は「航空自衛隊のF2戦闘機の後継となる次期戦闘機の開発主体となる企業として、三菱重工業と契約を締結した」と報道されています（東京新聞10月31日付）。こうした状況下でも政府に付度することなく、朝鮮女子勤労挺身隊問題について、「誠実を旨とし、和を重んじて公私の別を明らかにする」との姿勢を貫いて欲しいと願っております。

泉澤様のご健勝と御社の発展を祈りつつ。

敬具

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会 会員

岡田 卓己

（名前は手書き）